



とよしん 海外貿易投資ニュース



第9号

発行日:2012.1.27

最低賃金40%引き上げ ～12年4月から実施予定 (タイ)

タイのインラック政権は選挙公約の一つに法定最低賃金の「一律300 バーツ(日額)への引上げ」を掲げていましたが、経済界からの強い反対や洪水被害を受けて実施が難航していました。こうした中、来年4月から全国一律に現行の最低賃金を40%引き上げることと決定しました。今回は、最低賃金引上げの内容と進出企業への影響について解説いたします。

1 最低賃金引上げの内容

(1) 首都圏など7都県は300バーツに

中央賃金委員会の今回の決定により、バンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、サムットプラカン、サムットサコン、パトゥムタニの首都圏およびブーケット(南部)の7都県では、1日当たりの最低賃金が300バーツになります。そのほかの70県については一律40%引き上げられます。

また、同委員会は13年に全国一律300バーツに引き上げ、以降15年までは300バーツを維持する方針。現在の最低賃金が159バーツと最も低いバヤオ県(北部)では、2年後の13年には88.7%の上昇となります(表1)。

政府は当初、12年1月1日からの最低賃金引き上げを検討していましたが、記録的な大洪水に見舞われことで経営者側が実施の先送りを要求し、政府と労働者側がそれを受け入れました。また、政府は12年から法人税率を30%から23%に、13年から20%に下げることと既に閣議で決定していますが、企業負担を考慮し、社会保険料負担割合の5%から3.5%への引き下げや、付加価値税(VAT)の税率を7%から3%に引き下げる支援策についても検討するとしています。

(2) 日系企業にも大きな影響

日系企業にアンケート調査を行ったバンコク日本人商工会議所の「賃金労務実態調査報告書(2011年4月1日現在)」によると、高卒ワーカーの初任給(月額基本給)の中央値は6,000バーツで、日額に換算すると200バーツになります。「中央値」はすべての回答の真ん中の値なので、例外的に大きい、または小さい値の影響を受けにくく、平均値と比べて実感に近い値とされる。従って、300バーツまで引き上げられれば50%上昇となります。中央値が6,000バーツなので、それ未満の金額を支給している企業も多くあります。同調査項目で回答のあった企業数は197社。そのうち、6,000バーツ未満と回答したのは79社で、全体の40%を占めます。首都圏に所在する大企業などでは既に300バーツを超えている企業もあると思われませんが、特に地方の中小製造業にとって影響は大きいと考えられます(表2)。

2 進出企業への影響

(1) ワーカー賃金が中国やマレーシアを上回る

今回、公約がそのまま即時実施された場合、バンコクおよび周辺県で約40%、現在最も低いバヤオ県では88.7%もの上昇になります。工業省は、最低賃金が300バーツに引き上げられれば、全国の中小企業の賃金は39.5%上昇すると試算しています。

ジェトロの「第21回アジア主要都市投資コスト比較調査」(11年4月)によると、企業のワーカー(一般工職)1人当たりに対する企業の年間実負担額はバンコクで5,125ドルと、クアラルンプール(5,615ドル)や上海(5,609ドル)、広州(5,269ドル)より少なかった。工業省の試算どおりタイの賃金が39.5%上昇すれば、バンコクのワーカーに対する負担額は7,149ドルと、マレーシアや中国を大きく上回るようになります。その場合、各企業はタイ拠点の位置付け、役割について再考を迫られることになるでしょう。

(2) コスト削減に合理化投資の比重増す

最低賃金300バーツが実施されることになれば、内需向け企業は消費拡大を通じ間接的に恩恵を受ける可能性もありますが、輸出指向型産業・企業はコスト上昇により国際競争力が減退する恐れがあります。

近年、バンコク東南部を中心に労働者が慢性的に不足していることから、食料品、電気・電子機械などのうち労働集約的な部分を中心に、合理化投資の比重が確実に増していく方向にあります。タイはもはや「安価な組み立て拠点」とはいえなくなります。

(3) 今後の地方振興に影響

安価な労働力を背景に、より長期の法人税免税を付与することで地方への投資を促進してきたタイ投資委員会(BOI)の幹部は「全国一律の最低賃金が設定されれば、企業は(輸送コストなどの面でバンコク周辺部と比べて負担が大きい)地方部に好んでは進出しない」と指摘しています。

(4) 赤字転落を懸念する日系企業

ある電子部品企業は「電子部品企業の多くは利益率5%程度。労務費はコスト全体の1~2割を占め、最低賃金300バーツが実行されれば、赤字に転落する企業が続出する」と懸念。赤字になれば、影響緩和策の一環で導入される「法人所得税減税」の恩恵も受けられない。

特に、輸出指向性が強い電子部品業界は、製品・部品価格の下落が著しい中で、厳しい生き残り競争を展開している。その中で、労働コスト上昇分を製品価格にそのまま転嫁するのは難しい。各社とも地道なコスト低減活動が不可欠だが、一度に最低賃金が300バーツに引き上げられた場合、これらの取り組みが間に合わず、多くの企業が赤字転落を余儀なくされる懸念があります。

(出所:ジェトロ「通商弘報」2011年9月26日、27日および10月24日バンコク発より)

表1 主な都県の日額最低賃金

(単位:バーツ)

都県	新賃金 (12年4月1日~)	改定前賃金 (11年1月1日~)	日系企業が入居する 主な工業団地
バンコク	300	215	ラッカパン、バンチャン
サムットプラカン	300	215	バンブー、バンブリー
ノンタブリ	300	215	
パトゥムタニ	300	215	ナワナコン(パトゥムタニ)、バンカディ
ナコンパトム	300	215	
サムットサコン	300	215	サムットサコン
ブーケット	300	221	
チョンブリ	275	196	アマタナコン、ヘマラートチョンブリ、レムチャパン、ピントン
サラブリ	271	193	SIL(サラブリ)
チャチュンサオ	271	193	ウェルグロー、ゲートウェイセンター
アユタヤ	266	190	ロジャナ、ハイテク、バンパイ、サハラタナナコン、ファクトリーランド
ラヨーン	265	189	イースタンシーボード、アマタシティー、ロジャナ(ラヨーン)、ラヨーン、ヘマラートイースタンシーボード、ヘマラートイースタンマブダブット、マブダブット
バンガー	261	186	
ラン	259	185	
ナコンラチャシマ	257	183	スラナリー、ナワナコン(ナコンラチャシマ)
ブラチンブリー	257	183	304、カビンブリー
チェンマイ	252	180	
シンブリ	247	176	インドラ
ランブーン	237	169	ノーザンリージョン

(注) 新賃金は便宜的に小数点以下を切り上げた(バンコク首都圏など7都県については300バーツと決めたものの、他県については40%引き上げることと決定しただけで金額は決定していない)。

(出所)タイ労働省、タイ工業団地公社など

表2 日系企業への影響(初任給)

(単位:バーツ、%)

学歴	職種	初任給(月額基本給)		1日当たりの給与	300バーツへの上昇率
		製造業	非製造業		
高卒	ワーカー	6,000	-	200	50.0
	ワーカー	6,400	-	213	40.6
職業高校卒	事務職	6,500	-	217	38.5
	技術職	6,540	-	218	37.6
技術短大卒	事務職	7,500	-	250	20.0
	技術職	7,800	-	260	15.4
大卒	営業	-	8,500	283	5.9
	その他	-	8,950	298	0.6
大卒	事務職	10,750	-	358	-

(注) 初任給(月額基本給)は回答のあった中央値。

(出所)「賃金労務実態調査報告書(2011年4月1日現在)」バンコク日本人商工会議所

中国在住の日本人の社会保険加入について

2011年10月15日から外国人就業者に対する中国の社会保険への加入が義務化されました。加入が義務付けられると、個人および現地法人側負担もかなりの金額になることから、現法経営に大きな影響があるものと予想されます。一方、日中政府間の社会保障協定が締結されるまで2~3年かかるといわれています。また、多くの地域で地方レベルの細則はまだ発表されていません。今回は、ジェットロが実施した広州市政府との意見交換会やセミナーのレポートから概要を説明いたします。

<加入の時期など不明>

11年7月1日に「中国社会保険法」(中国国家主席第35号令)、10月15日に「中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法」(中国人力資源社会保障部第16号令)が施行され、関連法規の整備が進められている。第16号令により外国人の中国社会保険加入が義務化されたが、日中社会保障協定が交渉中で、日本人就業者や日系企業からは、いつ中国の社会保険に加入・納付すればよいのか、突然加入を強制されることがあるのではないかと、延滞に関する罰則や納付義務の遡及(そきゆう)はあるのかといったことを懸念する声が上がっている。

<現地法人との雇用関係がない就業者の加入は想定せず>

意見交換会での広州市社会保障局からの説明のポイントは以下のとおり。

(1)外国人と就業者の概念

中国社会保険法での外国人とは、「外国人就業管理弁法」で定められている外国人就業者を指す。つまり、Zビザ(就労ビザ)を取得し、外国人就業証と外国人居留証を取得している外国人を指す。

(2)加入対象

日本人の場合、a.現地法人との間で雇用契約関係にある日本人と、b.日本本社と雇用契約関係にある日本人、に分けて考えることが必要。a.は現地法人から給与を支給されている日本人を指す。b.は日本など海外の法人から給与を全額支給されている日本人を指す。b.に該当する日本人は、現地法人と雇用関係がないと認められる場合、広州での社会保険に加入することを基本的に想定していない。そのため、b.の場合、中国の社会保険に加入していても、徴収を厳しく管理しない方針だ。a.に該当する、現地法人と雇用契約を締結した日本人は加入を勧める。

b.の該当者に対して、徴収を厳しく管理しないのは、日中社会保障協定が未締結、広州市での細則の未公布などが理由だ。

一方、第16号令で外国人の加入義務化が明記されたため、企業などがコンプライアンス上、中国の社会保険に加入すべきと判断した場合、当局としては納付を拒まない。社会保険制度は企業にとっては義務と受け止められがちだが、従業員側の立場からは権利でもある。このため、中国の社会保険加入を希望する従業員が離職する際、社会保険未加入状態だと、従業員がその勤務先で就業を開始した時点までさかのぼって納付するよう企業を訴える可能性もあるので留意されたい。

<広州市では細則制定の予定はない>

主な質疑内容は次のとおり。

問:北京市では「本市で就業する外国人の社会保険加入にかかる業務の取り扱いに関する問題についての通知」(京社保発2011年55号)が既に施行されたが、広州市は細則を公布・施行する予定はあるか。

答:広州市は、外国人社会保険加入に関する細則を制定する予定はない。実施する場合は第16号令に沿って実施する。

<日中社保協定の行方などに注意が必要>

今回の意見交換会で市側が説明した内容を踏まえると、第16号令の施行に伴い、外国人に対して中国社会保険の加入と徴収を開始する方針であることが分かった。しかし、その対象は当面限定的なものになりそうだ。

日本人就業者に対しては、現地法人との雇用契約があり、現地法人から給与支給を受けている日本人をまず加入・徴収対象にする方針で、日本本社と雇用契約があり、給与全額を日本本社から支給されている日本人に対しては管理を強化しないという、弾力的な対応方針が表明された。本件について当局は「中国人と結婚し中国で社会生活を送る外国人や、本国からの出向ではない現地採用外国人など、社会保険に加入したいが加入できなかった人たちのために道を開いた制度」と強調している。

広州市はこうした弾力的対応方針をとる背景として、日中社会保障協定が未締結で交渉中なこと、広州市による実施細則が未発布なこと、などを挙げたが、制度運用は流動的で、今後も引き続き同協定の締結あるいは実施細則の発表に注目し、日本本社を含めて即応できる準備をしておくことが必要だ。

<実施細則は基本的に省レベルで発表>

今回のセミナーでの市政府担当者による説明のポイントは以下のとおり。

○広州市では、実施細則が発表されていないため、発表されるまでは地方税務局は徴収を厳しく管理しない方針だ。

○実施細則は基本的には省レベルで発表する。広東省は、現時点ではまだ細則などの規定を発表しておらず、しばらく発表する予定もない。社会保険料の徴収に関連する規定は、必ず各地域の政府部門の公式ウェブサイト上で発表されるので、各企業は所在地の社会保険管理機関の公式ウェブサイトをよく確認しておく必要がある。

○留意してほしいのは、企業が外国人従業員に説明なしに、または当該従業員の同意なしに中国社会保険に加入していない場合、その従業員から訴えられる可能性があることだ。その従業員が中国の社会保険に加入を希望するケースも少なからずある。

○広州の企業の深セン分公司で勤務する場合でも、基本的には広州市の社会保険に加入することになる。しかし、分公司がある深センで加入する場合、広州の企業との雇用契約の中で、勤務地が深センと記入されていれば、深センのFESCO(中国の国有人材派遣会社)に依頼して深センの社会保険に加入することができる。納付基準は深セン市の規定に従うことになる。

(出所:ジェットロ「通商弘報」2011年12月14日広州発、11月16日広州発 より抜粋)

1月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
JBIC海外投資セミナー(わが国製造業企業の海外事業展開)	名古屋	あいち産業振興機構
貿易投資相談会(個別相談)開催の案内	名古屋	信金中央金庫
香港食品ビジネスセミナー	名古屋	ジェットロ名古屋
香港春節セミナー	名古屋	香港貿易発展局、中京日本香港協会

心と心のおつきあい
豊田信用金庫

国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>